

## 平成18年度課税に対する税制改正による主な改正点

平成18年6月

### 1 定率減税が縮小されました

定率による税額控除の額が2分の1に縮小されました。(平成19年度には廃止されます)  
所得割額の15%相当額(上限4万円) → 7.5%相当額(上限2万円)

### 2 老年者控除が廃止されました

年齢65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下のかたに係る老年者控除(控除額48万円)が廃止となりました。

### 3 公的年金等控除の見直しが行われました

年齢65歳以上のかたの公的年金等控除の最低控除額 140万円 → 120万円

### 4 年齢65歳以上の非課税措置が廃止されました

65歳以上で合計所得が125万円以下のかたに係る非課税措置が段階的に廃止となりました。(平成18年度3分の2を減額、平成19年度3分の1を減額、平成20年度廃止)